二　規程の変更の認可の申請の場合
イ・ロ　（略）
ハ　規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
三　規程の廃止の認可の申請の場合
イ　（略）
ロ　規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
4　規程の詳細については、信用事業方法書を作成するものとし、その設定、変更及び廃止については、理事会の決議を経て、行政庁へ届け出るものとする。
（外国銀行代理事業に関する認可の申請等）
第五条の二　組合又は連合会は、法第十一条の六の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。
一～七　（略）
2　（略）
（外国銀行代理事業の内容及び方法）
第五条の四　（略）
2　前項第三号に掲げる外国銀行代理事業の実施体制には、法第十一条の十各号に掲げる行為その他外国銀行代理事業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。
一・二　（略）
（組合又は連合会と特殊の関係のある会社）
第六条　法第十一条の八第一項第二号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。第十八条第四項において同じ。）の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。
一・二　（略）
（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）
第七条　法第十一条の八第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の三第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。
一　連合会の子会社である証券専門会社（法第八十七条の二第一項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第二十七条第二項において同じ。）に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）が業務として所有する株式等
二～五　（略）

二　規程の変更の認可の申請の場合
イ・ロ　（略）
ハ　規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
三　規程の廃止の認可の申請の場合
イ　（略）
ロ　規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
4　規程の詳細については、信用事業方法書を作成するものとし、その設定、変更及び廃止については、理事会の議決を経て、行政庁へ届け出るものとする。
（外国銀行代理事業に関する認可の申請等）
第五条の二　組合又は連合会は、法第十一条の四の二の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。
一～七　（略）
2　（略）
（外国銀行代理事業の内容及び方法）
第五条の四　（略）
2　前項第三号に掲げる外国銀行代理事業の実施体制には、法第十一条の八各号に掲げる行為その他外国銀行代理事業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。
一・二　（略）
（組合又は連合会と特殊の関係のある会社）
第六条　法第十一条の六第一項第二号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。第十八条第四項において同じ。）の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。
一・二　（略）
（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）
第七条　法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。
一　連合会の子会社である証券専門会社（法第八十七条の三第一項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第二十七条第二項において同じ。）に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）が業務として所有する株式等
二～五　（略）